

# 盛岡市中央卸売市場石桜会規約

(名称)

第1条 本会は、「盛岡市中央卸売市場石桜会」と正称し、通称「盛岡市場石桜会」という。

(目的)

第2条 本会は、盛岡市中央卸売市場関係業界並びに母校の発展と研修事業と親睦を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の業務を行う。

- (1) 研修事業の企画及び運営に関すること。
- (2) 親睦の企画と運営に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項。

(役員)

第4条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事長 1名
- (4) 幹事 若干名
- (5) 会計 1名
- (6) 監事 2名

(役員の職務)

- 第5条
- 1 会長は、実行委員会の会務（企画等）を総理する。
  - 2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
  - 3 幹事長は幹事をを統括し実務を担当する
  - 4 会計は、経理を担当する。
  - 5 監事は、会計を監査する。

(任期)

第6条 役員の任期は、2年とし再選を妨げないことにする。

(事業・会計年度)

本会の事業年度及び会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

付則

この規約は、平成24年7月21日から施行する。